

2026 年 10 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社日本 M & A センター
ホールディングス
代表者役職名 代表取締役社長 三宅 卓
(コード番号：2127 東証プライム)
問い合わせ先 取締役副社長 檜木 孝磨
T E L 03-5220-5451

分配可能額を超えた過年度の中間配当金について

当社は、2024 年 12 月及び 2025 年 12 月に実施した中間配当（以下、総称して「本件中間配当」といいます。）が、会社法及び会社計算規則により算定される分配可能額を超過していたことが判明しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

現時点までの当社による初期的な調査では、本件は、中間配当の決議に際して分配可能額の算定及び確認が適切に行われていなかったことにより生じたものであり、当社取締役会を含む当社関係者が分配可能額を超過することを認識して配当を行ったものではないと考えております。

当社は本件を厳粛に受け止め、近日中に外部の専門家で構成する第三者委員会を設置し、調査を実施する予定です。

なお、株主の皆様にお支払いいたしました本件中間配当金につきましては、返還を求めない予定であることを付言いたします。

今後、早急に調査を実施し、その結果や再発防止策などにつきましては、判明・決定次第速やかに開示いたします。

記

1. 本件中間配当の概要

	2025 年 3 月期 中間配当	2026 年 3 月期 中間配当
決議日	2024 年 10 月 30 日 取締役会	2025 年 10 月 30 日 取締役会
基準日	2024 年 9 月 30 日	2025 年 9 月 30 日
効力発生日	2024 年 12 月 5 日	2025 年 12 月 5 日
1 株当たり配当額	14 円	14 円
配当金の総額	4,441,152,338 円	4,442,535,118 円
効力発生日時点の分配可能額	4,369,424,127 円	3,609,296,711 円
分配可能額を超過した額	71,728,211 円	833,238,407 円

(注) このほか、本件中間配当の後に、会社法第 234 条第 4 項及び第 235 条第 2 項に基づく 1 株に満たない端数の買取り（2025 年 2 月 7 日、2026 年 1 月 26 日、同年 2 月 13 日及び同年 3 月 6 日の計 4 件、買取価額の総額 18,451 円）を実施しており、いずれも実施時点の分配可能額を超過しておりました。

2. 本件に関する当社の初期的調査結果

(1) 判明の経緯

2026 年 9 月 30 日に、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから、本件中間配当が分配可能額を超過している可能性がある旨の指摘を受けました。当社において同年 10 月 1 日に確認した結果、本件中間配当が分配可能額を超過していたことが判明いたしました。

(2) 分配可能額を超えた中間配当を行った経緯

会社法上、中間配当に係る分配可能額は、最終事業年度の末日における剰余金の額を基礎とし、その後の期末配当等を控除して算定されます。最終事業年度の末日後に稼得した利益を分配可能額に含めるためには、臨時計算書類の作成及び承認（会社法第 441 条、第 461 条第 2 項第 2 号）が必要となります。

当社は多額の自己株式を保有しており、その帳簿価額は分配可能額の算定上、剰余金の額から控除されます。このため、前期末配当の実施後に残る分配可能額が中間配当の総額を下回っていましたが、中間配当の決議に際して、効力発生日時点の分配可能額を会社法及び会社計算規則に則って算定・確認する手続が十分ではなかったことから、超過を認識することができませんでした。詳細につきましては、第三者委員会の調査により明らかにしてまいります。

(3) 分配可能額の推移

	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
最終事業年度末日の分配可能額	8,175,410,235 円	8,367,693,749 円
期末配当（同年 6 月）	△3,805,954,788 円	△4,758,377,205 円
端数の買取り	△31,320 円	△19,833 円
中間配當時点の分配可能額	4,369,424,127 円	3,609,296,711 円
中間配当の総額	4,441,152,338 円	4,442,535,118 円
差引（超過額）	△71,728,211 円	△833,238,407 円

(4) 期末配当等への影響

2025 年 3 月期末及び 2026 年 3 月期末の各時点において、当社の分配可能額は確保されており、各期末配当（2025 年 6 月及び 2026 年 6 月実施）は分配可能額の範囲内で実施しております。また、2027 年 3 月期の中間配当及び株主還元策等につきましては、分配可能額の範囲内で実施することを前提に改めて検討し、決定次第お知らせいたします。

3. 第三者委員会の設置の目的

本件中間配当に関する事実関係の調査、発生原因の究明、取締役等の責任の有無の検討及び再発防止策の提言を受け、当社としての今後の方針を検討するため。

4. 業績への影響

本件が当社の連結業績及び財務諸表に与える影響については軽微なものと考えておりますが、開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

5. 今後の対応

株主の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なるご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。当社は、本件を重く受け止め、第三者委員会の調査に全面的に協力するとともに、再発防止策の早期構築に努めてまいります。調査の結果明らかとなった事実関係等につきましては、判明次第速やかに開示いたします。

以 上